神福障支第 5605 号
令和４年３月７日

障害児者関係施設等　施設長　様
　　管理者　様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

兵庫県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が３月 21 日まで再延長されました。本市においても、依然として新規感染者が非常に多く発生しており、予断を許さない状況です。

引き続き、感染症対策に取り組んでいく必要があることから、「令和３年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しましたので、内容をご確認いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

記

１．令和３年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第６弾改定－」
https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin6kaitei3.html

８．社会福祉施設等
○検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
○マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、２か月分の使用量を確保すること。
○面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
○利用者の不要不急の外泊、外出を自粛すること。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。
○施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。
※「社会福祉施設等」の項目については、前回の対応方針から変更ありません。

また、障害事業所向けの支援策一覧も更新しておりますので、ご確認ください。

以上

福祉局障害者支援課　TEL：322-5230
FAX：322-0393